

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年1月29日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 吉田 菜摘子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 4785

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
(Nomura Master Select - Global REIT Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券100億豪ドル（約8,812億円）を上限とします。
Bクラス受益証券100億ニュージーランドドル（約8,003億円）を上限としま
す。
Cクラス受益証券100億米ドル（約1兆2,282億円）を上限とします。

(注) 豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、2015年11月30日現在の株
式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝88.12円、1
NZドル＝80.03円および1米ドル＝122.82円）によります。以下、豪ドル、
NZドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによりま
す。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成27年10月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容＊と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	追加
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

＊ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド (Nomura Master Select - Global REIT Fund, a Series Trust of Nomura Master Select) (以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

(2015年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	米国	51,004,529.92	65.01
	オーストラリア	5,605,874.13	7.15
	英国	5,549,868.30	7.07
	日本	4,514,880.29	5.75
	フランス	3,952,647.55	5.04
	カナダ	1,130,943.18	1.44
	シンガポール	1,021,239.83	1.30
	香港	798,934.35	1.02
	ドイツ	671,293.09	0.86
	スウェーデン	571,683.80	0.73
	アイルランド	512,969.62	0.65
	オランダ	401,696.28	0.51
	ルクセンブルグ	257,871.10	0.33
	フィンランド	251,944.06	0.32
	ケイマン諸島	59,163.43	0.08
	ジャージー（チャネル諸島）	52,893.94	0.07
	バミューダ諸島	37,746.00	0.05
	スペイン	20,610.33	0.03
	小計	76,416,789.20	97.40
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		2,040,829.24	2.60
純資産総額		78,457,618.44 (9,636,164,697円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。以下同様です。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 米ドルの円貨換算は、2015年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝122.82円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(2) 運用実績

①純資産の推移

2014年12月1日から2015年11月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2014年12月末日	60,581,184.77	7,440,581,113	14.20	1,744
2015年1月末日	70,338,650.44	8,638,993,047	15.04	1,847
2月末日	69,068,240.51	8,482,961,299	14.56	1,788
3月末日	67,809,432.61	8,328,354,513	14.60	1,793
4月末日	60,419,333.21	7,420,702,505	13.96	1,715
5月末日	52,049,078.79	6,392,667,857	13.82	1,697
6月末日	47,241,848.31	5,802,243,809	13.13	1,613
7月末日	49,176,692.60	6,039,881,385	13.73	1,686
8月末日	48,577,503.44	5,966,288,973	13.01	1,598
9月末日	48,549,909.90	5,962,899,934	13.15	1,615
10月末日	51,409,566.73	6,314,122,986	13.90	1,707
11月末日	49,818,458.77	6,118,703,106	13.74	1,688

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2014年12月末日	39,450,020.59	3,476,335,814	13.71	1,208
2015年1月末日	41,959,425.84	3,697,464,605	14.53	1,280
2月末日	40,041,299.82	3,528,439,340	14.06	1,239
3月末日	39,623,557.00	3,491,627,843	14.07	1,240
4月末日	38,269,674.51	3,372,323,718	13.44	1,184
5月末日	37,070,179.87	3,266,624,250	13.29	1,171
6月末日	35,207,498.13	3,102,484,735	12.63	1,113
7月末日	36,713,630.29	3,235,205,101	13.19	1,162
8月末日	34,501,077.80	3,040,234,976	12.46	1,098
9月末日	29,955,595.61	2,639,687,085	12.59	1,109
10月末日	31,595,967.79	2,784,236,682	13.30	1,172
11月末日	31,613,156.82	2,785,751,379	13.13	1,157

（注）豪ドルの円貨換算は、2015年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝88.12円）によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2014年12月末日	8,712,684.94	697,276,176	14.03	1,123
2015年1月末日	9,502,421.25	760,478,773	14.90	1,192
2月末日	9,177,922.90	734,509,170	14.44	1,156
3月末日	9,175,854.99	734,343,675	14.46	1,157

4月末日	8,887,766.95	711,287,989	13.84	1,108
5月末日	7,002,004.83	560,370,447	13.71	1,097
6月末日	6,573,824.93	526,103,209	13.04	1,044
7月末日	6,942,685.67	555,623,134	13.66	1,093
8月末日	6,571,416.40	525,910,454	12.93	1,035
9月末日	6,691,221.07	535,498,422	13.07	1,046
10月末日	7,323,130.62	586,070,144	13.82	1,106
11月末日	8,761,294.82	701,166,424	13.67	1,094

（注）ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）の円貨換算は、2015年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1NZドル＝80.03円）によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

②分配の推移

	米ドル受益証券		豪ドル受益証券		NZドル受益証券	
	(米ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2014年12月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
2015年1月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
2月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
3月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
4月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
5月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
6月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
7月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
8月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
9月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
10月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
11月	0.04	4.91	0.07	6.17	0.06	4.80
設定来累計	2.60	319.33	4.55	400.95	3.90	312.12

③収益率の推移

期間	収益率（％）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	NZドル受益証券
2014年12月1日から2015年11月末日	2.89	4.64	5.58

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2015年11月末日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2014年11月末日の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	NZドル受益証券
2010年（2010年5月28日から2010年12月末日）	13.30	15.20	14.40
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	0.09	1.71	0.72
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	17.23	20.29	19.16
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	1.75	4.18	3.75
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	25.47	27.86	28.93
2015年（2015年1月1日から2015年11月末日）	-0.14	1.39	2.14

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2015年については11月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

2010年の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

米ドル受益証券	10米ドル
豪ドル受益証券	10豪ドル
NZドル受益証券	10NZドル

※ ファンドにはベンチマークはありません。

２ 販売及び買戻しの実績

2014年12月１日から2015年11月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2015年11月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
米ドル受益証券	2,161,217 (2,161,217)	2,348,007 (2,348,007)	3,615,083 (3,615,083)
豪ドル受益証券	627,426 (627,426)	1,111,520 (1,111,520)	2,358,220 (2,358,220)
NZドル受益証券	237,230 (237,230)	211,690 (211,690)	640,824 (640,824)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2015年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝122.82円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）資産及び負債の状況

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド

（ケイマン籍の投資信託）

貸借対照表

（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2015年10月31日		2015年4月30日	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
資産				
流動資産				
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産（注2、3）	79,052,067	9,709,175	97,449,537	11,968,752
現金および現金同等物（注2、3）	332,388	40,824	1,252,284	153,806
未収金：				
売却された有価証券	1,181,359	145,095	1,389,359	170,641
配当金	109,904	13,498	136,016	16,705
発行受益証券	416,039	51,098	526,121	64,618
保管会社報酬放棄による未収金	149,444	18,355	122,015	14,986
その他の資産	487	60	1,798	221
資産合計	81,241,688	9,978,104	100,877,130	12,389,729
負債				
流動負債				
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融負債（注2、3）	746,673	91,706	1,216,637	149,427
未払金：				
取得された有価証券	1,102,711	135,435	1,598,626	196,343
買戻受益証券	210,176	25,814	536,212	65,858
投資顧問会社報酬（注6）	65,537	8,049	83,645	10,273
保管会社報酬（注5）	60,555	7,437	47,734	5,863
専門家報酬	43,977	5,401	28,973	3,558
代行協会員報酬（注7）	32,768	4,025	41,822	5,137
印刷費用	20,887	2,565	22,240	2,732
事務代行会社報酬（注5）	20,642	2,535	20,803	2,555
受託会社報酬（注5）	1,706	210	1,706	210

管理会社報酬（注６）	1,311	161	1,673	205
負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産を除く。）	2,306,943	283,339	3,600,071	442,161
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	78,934,745	9,694,765	97,277,059	11,947,568

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
(ケイマン籍の投資信託)
包括利益計算書
(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

	2015年10月31日に 終了した6ヶ月間		2015年4月30日に 終了した年度	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益				
受取配当金	1,505,772	184,939	3,579,625	439,650
受取利息	375	46	1,154	142
その他の収益	27	3	3,777	464
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引に 係る実現純利益／（損失）	(3,462,288)	(425,238)	10,199,296	1,252,678
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引に 係る未実現評価益／（損）の純変動額	1,002,182	123,088	(4,148,709)	(509,544)
収益／（損失）合計	(953,932)	(117,162)	9,635,143	1,183,388
費用				
投資顧問会社報酬（注6）	408,102	50,123	926,291	113,767
代行協会員報酬（注7）	204,051	25,062	463,146	56,884
保管会社報酬（注5）	151,419	18,597	295,093	36,243
事務代行会社報酬（注5）	64,225	7,888	132,341	16,254
専門家報酬	18,323	2,250	57,726	7,090
管理会社報酬（注6）	8,162	1,002	18,526	2,275
受託会社報酬（注5）	5,042	619	10,181	1,250
前払登録費用	1,431	176	2,897	356
印刷費用	-	-	15,607	1,917
その他の費用	1,059	130	6	1
費用合計	861,814	105,848	1,921,814	236,037
保管会社報酬放棄額	(27,429)	(3,369)	(35,975)	(4,418)
費用（純額）	834,385	102,479	1,885,839	231,619
営業利益／（損失）	(1,788,317)	(219,641)	7,749,304	951,770
金融費用				
買戻可能受益証券保有者に対する分配 （注4）	(1,874,541)	(230,231)	(4,263,905)	(523,693)
分配後税引前利益／（損失）	(3,662,858)	(449,872)	3,485,399	428,077
源泉徴収税	(338,607)	(41,588)	(858,960)	(105,497)

営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する
純資産の増加／（減少）

(4,001,465)	(491,460)	2,626,439	322,579
-------------	-----------	-----------	---------

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド
（ケイマン籍の投資信託）
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	（米ドル）	（千円）
2014年4月30日現在	88,518,606	10,871,855
買戻可能受益証券の発行手取金	52,681,190	6,470,304
買戻可能受益証券の買戻支払金	(46,549,176)	(5,717,170)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加	2,626,439	322,579
2015年4月30日現在	97,277,059	11,947,568
買戻可能受益証券の発行手取金	10,149,635	1,246,578
買戻可能受益証券の買戻支払金	(24,490,484)	(3,007,921)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(4,001,465)	(491,460)
2015年10月31日現在	78,934,745	9,694,765

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
 （ケイマン籍の投資信託）
キャッシュ・フロー計算書
 （米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2015年10月31日に 終了した6ヶ月間		2015年4月30日に 終了した年度	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加／（減少）	(4,001,465)	(491,460)	2,626,439	322,579
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加／（減少）の営業活動における現金収入／（支出）への調整：				
金融資産の購入	(54,246,339)	(6,662,535)	(147,791,956)	(18,151,808)
金融資産の売却手取金	69,424,965	8,526,774	144,171,038	17,707,087
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る実現純（利益）／損失	3,462,288	425,238	(10,199,296)	(1,252,678)
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る未実現評価（益）／損の純変動額	(1,001,323)	(122,982)	4,146,270	509,245
配当金に係る未収金の減少	26,112	3,207	18,743	2,302
その他の未収金の（増加）	(26,118)	(3,208)	(35,989)	(4,420)
その他の未払金の増加／（減少）	(1,213)	(149)	24,413	2,998
営業活動による現金収入／（支出）（純額）	13,636,907	1,674,885	(7,040,338)	(864,694)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
買戻可能受益証券の発行手取金	10,259,717	1,260,098	53,856,728	6,614,683
買戻可能受益証券の買戻支払金	(24,816,520)	(3,047,965)	(46,723,225)	(5,738,546)
財務活動による現金収入／（支出）（純額）	(14,556,803)	(1,787,867)	7,133,503	876,137
現金および現金同等物の純増加／（減少）	(919,896)	(112,982)	93,165	11,443
現金および現金同等物の期首残高	1,252,284	153,806	1,159,119	142,363
現金および現金同等物の期末残高	332,388	40,824	1,252,284	153,806

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

財務書類に対する注記

2015年10月31日に終了した6ヶ月間（未監査）および2015年4月30日に終了した年度

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

注1－組織

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド（「ファンド」）は、ノムラ・マスター・セレクト（「トラスト」）のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの子会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書および2010年3月19日付追補証書に基づき、ケイマン法の下に設立された。管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）をファンドの投資顧問会社として任命している。ファンドは、2010年5月28日にその運用を開始した。

トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島 KY1-1106、グランド・ケイマン、フォート・ストリート、パターフィールド・ハウス、私書箱2330である。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に基づく投資信託として認可されており、したがって、ケイマン諸島金融庁の規制下にある。

ファンドの投資目的は、主に不動産投資信託証券（REIT等）で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル）で追求することである。REIT等は、(a)すべての法的形態による不動産投資信託証券、(b)すべての法的形態による不動産運用会社、ならびに(c)上記(a)および(b)に準じる会社の優先証券、参加証書および配当権証書等の株式に類似の証券等を含むがこれらに限られない。投資顧問会社（またはその受任者）は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されているREIT等に投資を行い、同時に一定の為替取引（注記2.8を参照のこと。）を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

ファンドは、米ドル建てである。ファンドは、現在、豪ドル受益証券（豪ドル建て）、NZドル受益証券（NZドル建て）および米ドル受益証券（米ドル建て）の3つのクラスの受益証券を発行している。

ファンドは、2020年4月30日（「強制買戻日」）に償還する予定である。ファンドは、純資産総額が1,000万ユーロ（またはこれに相当する米ドルの金額）を下回った場合、早期に償還することができる。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還（または延期される）場合がある。

注2－重要な会計方針

これらの財務書類の作成にあたって適用された重要な会計方針は、以下のとおりである。

表示の基準－財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）および取得原価主義に基づいて作成されているが、損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の再評価により修正されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、重要な会計上の見積りを行う必要があり、また、経営陣の判断を要する。IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、経営陣による見積りおよび仮定が必要となるが、これは、財務書類の日付現在の資産および負債の計上額ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼすものである。かかる見積りおよび仮定は、過去の経験および現状において妥当と判断される将来事象の予測を含むその他の要因に基づいている。

2.1 2015年5月1日より施行される新基準および修正基準

ファンドに重大な影響を与えと考えられる、2015年10月31日に終了した6ヶ月間において初めて施行される基準、解釈または既存の基準に対する修正基準は存在しない。

2.2 新基準、修正および新解釈のうち、公表されたものの、2015年10月31日に終了した6ヶ月間において未施行かつ早期に適用されていないもの

2018年1月1日以降に開始する年度に施行されるIFRS第9号－「金融商品」は、事業体に対し、金融資産および金融負債（いくつかの混合取引を含む。）の分類方法および測定方法を規定している。かかる基準は、IAS第39号の要件と比べ、金融資産の分類および測定に対するアプローチを改善および単純化している。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の要件のほとんどは、変更ないまま移行された。かかる基準は、金融資産を分類する一貫性のあるアプローチを採用し、数多くのIAS第39号における金融資産のカテゴリー（それぞれのカテゴリーが独自の分類基準を持つ）を代替している。かかる基準は、ファンドの財務状況または実績に対して著しい影響を与えるとは考えられていない。というのも、

ファンドは金融資産および金融負債を（長期的にも短期的にも）損益計算書を通じて公正価値として分類し続けるであろうと考えられているからである。

ファンドに重大な影響を与えられ、その他の未施行の基準、解釈または既存の基準に対する修正基準は存在しない。

2.3 見積りの使用—IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、経営陣による見積りおよび仮定が必要となるが、これは、財務書類の日付現在の資産および負債の計上額ならびに偶発債務の開示、ならびに報告期間中の収益および費用の計上額に影響を及ぼすものである。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があり、かかる相違は重大なものとなる可能性がある。見積りは、過去の経験および現状において妥当と判断される将来事象の予測を含むその他の要因に基づいて継続的に評価される。

2.4 現金および現金同等物—ファンドは、すべての現金および満期日まで3ヶ月以内の短期投資対象を、現金および現金同等物とみなしている。2015年10月31日および2015年4月30日現在、ファンドは、以下の現金および現金同等物の残高を保有していた。

	(単位：米ドル)	
	2015年10月31日	2015年4月30日
定期預金	329,096	1,245,420
現金	3,292	6,864
	<u>332,388</u>	<u>1,252,284</u>

2.5 売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金—売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金は、貸借対照表の日付現在においてそれぞれ契約締結済であるが決済または受渡しが未了の取引を表している。これらの金額は、当初公正価値で認識され、その後公正価値で測定される。

2.6 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

a) 分類

ファンドは、損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債としての投資を、投資開始時に分類する。

b) 認識／認識の中止

投資対象の通常の売買は、取引日、すなわちファンドが投資対象の売買を執行した日に認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が失効した場合またはファンドが所有に関する実質的にすべてのリスクおよび利益を移転した場合は、認識されない。収益は、ファンドに経済的利益が発生する可能性が高く、かつ収益が確実に測定される場合に、発生主義により認識される。すべての費用は、発生主義により包括利益計算書において認識される。

ファンドは、売買を執行した日を基準に証券取引を記録し、取得された有価証券価額は取得額を基準に認識される。実現および未実現（損）益は包括利益計算書の収益の部に計上される。

c) 測定

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初公正価値で認識され、その後公正価値で測定される。かかる測定は、IFRS第13号「公正価値測定」に基づき、取引市場における直近の売り値(入手可能であれば)を表す。

証券取引所で取引される証券は、測定日において入手可能な直近の価格で評価される。価格が公正価値を反映していない場合、かかる証券は管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により公正価値を反映していると判断する価格で測定される。北米地域の市場で取引されるすべての証券は、14時現在（ニューヨーク時間）の価格で評価される。

証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記段落に記載される方法と近似する方法で評価される。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社（またはその受任者）が決定した場合（例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法）、当該評価の方法が用いられる。

規制対象証券は、管理会社（またはその受任者）が決定する公正価値で評価される。その決定で考慮される要因は、次のとおりである。（i）当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、（ii）比較可能な証券の市場性の程度、（iii）予測されるキャッシュ・フローおよびかかるキャッシュ・フローの市場基準割引額の分析、（iv）制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額（もしあれば）。

主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点の直近で入手可能な価格を参照して評価される。

その他すべての資産は、管理会社（またはその受任者）が決定する想定される売り値で評価される。

- 2.7 受取配当金**—受取配当金は、配当金を受領する権利が確定した時に認識される。これは通常、株式の配当落ち日である。損益計算書を通じて公正価値で測定する証券からの受取配当金は、包括利益計算書において「受取配当金」の項目に計上される。

2.8 為替取引

機能通貨および表示通貨—ファンドの財務書類中の項目は、機能通貨および表示通貨である米ドルで測定される。

為替先渡取引—投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられる。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を買う為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

（ファンドを代理する）投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向である。米ドル受益証券は米ドル建てであるため、（ファンドを代理する）投資顧問会社は、当該為替取引は行わない。

ファンドはまた、投資戦略の一環として為替先渡取引を行う。当該為替先渡取引は、投資有価証券明細表の未決済為替先渡取引（ファンド合計）に含まれている。ファンド合計が為替先渡取引の実現および未実現損益は、ファンド内のすべての受益者に案分して割り当てられる。これらの取引は、主に米ドル建て以外の投資をヘッジする。

為替先渡取引に係る未実現損益は、評価日に公表された情報に基づいた、契約レートと適用される先渡レートとの差額を契約の名目元本に適用することで計算される。

取引および残高—米ドル以外の通貨で保有される資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は、収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算される。為替取引から生じる利益および損失は、それらが発生した期間の包括利益計算書において計上され、証券価格の変動から生じる利益および損失と分離して計上しない。

- 2.9 金融商品の相殺**—損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は相殺され、認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利があり、かつ、純額ベースで決済する意図または資産を認識すると同時に負債を決済する意図がある場合、その純総額は貸借対照表にて報告される。

- 2.10 受益者への分配**—管理会社は、受益者に対する、ファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインもしくは未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を宣言することができる。受益者に対する分配は、分配基準日（注記4で定義する。）に計上される。ただし、当該分配基準日がファンド営業日（注記4で定義する。）でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

- 2.11 クラスの評価**—純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の間で、各受益証券に帰属する資産および負債（豪ドル受益証券およびNZドル受益証券双方に個別に割り当てられる為替取引の損益を含むが、これらに限られない。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各受益証券のそれぞれの保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社（またはその受任者）によって決定された合理的な割当方法に基づき

割り当てられる。ファンド営業日の正午現在（ニューヨーク時間）の適用ある為替レートで、豪ドル受益証券に帰属する純資産価格は豪ドルに、そしてNZドル受益証券に帰属する純資産価格はNZドルに換算される。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の1口当り純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に帰属する純資産価格の総額を豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の発行済受益証券口数で除して計算される。

2.12 買戻可能受益証券—ファンドは、保有者の選択により買戻可能な3つのクラスの受益証券を発行する。かかる受益証券は、すべてが同一ではないために金融負債に分類される。買戻可能受益証券はいつでもファンドの受益証券のクラスに起因するファンドの純資産価格で現金による買戻しを行うことができる。

買戻可能受益証券は、保有者がファンドに受益証券を買戻す権利を行使した場合、貸借対照表日において買戻受益証券未払金にて計上される。

買戻可能受益証券は、その発行時または買戻時におけるファンドの受益証券1口当り純資産価格に基づき、保有者の請求により発行または買戻される。ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、買戻可能な各クラスの受益証券保有者に帰属する純資産を各クラスの発行済買戻可能受益証券の総数で除して計算される。

2.13 補償—受託会社、管理会社および投資顧問会社は、ファンドを代理して、様々な補償を含む特定の契約を締結する。

これらの取決めに基づくファンドの最大エクスポージャーは計り知れない。しかしながら、ファンドは以前にこれらの契約に基づく損害賠償を求められたことはなく、損失のリスクはほとんどないものと予測している。

2.14 所得税（ケイマン諸島）—ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他のケイマン諸島の税金は適用されないため、財務書類中に所得税の項目は設けられていない。ファンドによって得られた受取配当金は一般的に外国の源泉徴収税を課せられる。

2.15 公正価値の見積り—ファンドは、IFRS第7号の基準を遵守している。かかる基準は、ファンドが、測定に用いる入力値の重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することを義務付けている。公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがある。

- ・レベル1の公正価値測定は、同一の資産または負債の活発な市場における（調整なしの）市場相場価格から算出される。
- ・レベル2の公正価値測定は、資産または負債に関して、直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から算出される金額）に観測可能な、レベル1における市場相場価格以外の重要な入力値から算出される。
- ・レベル3の公正価値測定は、重要でありかつ観測可能な市場データに基づかない、資産または負債の入力値（観測不能な入力値）を用いた評価方法により算出される。

公正価値測定全体が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に対して全体的に重要な影響を与える最も低いレベルの入力値を基準として決定される。このため、公正価値測定に対して全体的に入力値の公正価値に対する重要性が評価される。観測不能な入力値に基づく重要な調整を必要とする場合には、観測可能な入力値（すなわち、レベル3の測定）が使用される。特定の入力値の公正価値測定全体に対する重要性の評価には、資産または負債に特有の要因を考慮して判断することが必要となる。

「観測可能」なデータの判定には、ファンドの重要な判断が必要となる。ファンドは、直ちに入手可能であり、定期的に公表およびアップデートされ、信頼性があり、検証可能であり、かつ公である市場データで、当該市場に活発に参加している独立した情報源が提供したデータを観測可能データとして認識する。

以下の表は、2015年10月31日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価値の要約である。

(単位：米ドル)				
	(調整なしの) 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 (レベル1)	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 (レベル2)	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 (レベル3)	2015年 10月31日現在の 公正価値
金融資産				
普通株式および優先株式				
不動産業	2,023,812	-	-	2,023,812
REIT等	76,906,293	-	-	76,906,293
金融デリバティブ商品				

為替先渡取引	-	121,962	-	121,962
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	78,930,105	121,962	-	79,052,067
金融負債				
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	(746,673)	-	(746,673)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債	-	(746,673)	-	(746,673)

以下の表は、2015年4月30日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価値の要約である。

(単位：米ドル)

	(調整なしの) 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 (レベル1)	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 (レベル2)	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 (レベル3)	2015年 4月30日現在の 公正価値
金融資産				
普通株式および優先株式				
不動産業	3,525,622	-	-	3,525,622
REIT等	93,601,994	-	-	93,601,994
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	321,921	-	321,921
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	97,127,616	321,921	-	97,449,537
金融負債				
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	(1,216,637)	-	(1,216,637)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債	-	(1,216,637)	-	(1,216,637)

2015年10月31日に終了した6ヶ月間および2015年4月30日に終了した年度中、レベル間の移動はなかった。

注3－金融リスク管理

リスク管理全般－ファンドは、その業務上、市場リスク（価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク等、さまざまな金融リスクにさらされている。ファンドのリスク管理全般に係るプログラムは、金融市場の予測不可能性に着目し、ファンドの財務実績に及ぶ可能性のある悪影響の最小化を目指す。投資顧問会社は、すべてのリスク種別および業務におけるリスク・エクスポージャーに関して、リスク耐力全体の監視および測定を行う。

価格リスク－価格リスクとは、個別の金融商品に固有の要因に起因するものであるか、市場で取引される類似の金融商品に影響を及ぼす要因に起因するものであるかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）により金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、有価証券およびデリバティブへの投資から生じる市場価格リスクにさらされている。

以下は、（経営陣が合理的に起こり得ると判断する変動を表す感応度を5%として）海外不動産およびREIT株式価格が5%変動した場合におけるファンドの感応度に関する記述である。したがって、将来の価格変動は感応度分析の結果を上回ることも下回ることもあり、また、かかる変動は必ずしもファンドの純資産に対する実際の影響を示すものではない。

2015年10月31日時点において、その他すべての変数を一定として、海外不動産およびREIT株式価格が5%上昇または下落したと仮定した場合、ファンドの営業利益は、3,946,505米ドルの増加または減少となったと考えられる。

2015年4月30日時点において、その他すべての変数を一定として、海外不動産およびREIT株式価格が5%上昇または下落したと仮定した場合、ファンドの営業利益は、4,856,381米ドルの増加または減少となったと考えられる。

通貨リスク－ファンドの主な投資は米ドル建てではあるが、ファンドは、ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル建て以外の通貨建てで、一定の資産を保有し負債を負っている。また、ファンドは、豪ドル受益証券およびNZドル受

益証券に関連し為替先渡取引を行う。為替先渡取引は、それらの受益証券の米ドルのエクスポージャーを大幅にヘッジすることを目的に行われる。かかる為替先渡取引により生じる利益および損失は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に割り当てられる。

以下の表は、2015年10月31日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。本表は未決済為替先渡取引における未実現損益を算入するものであるが、かかる為替先渡取引における想定エクスポージャーを考慮していない。

(単位：米ドル)

2015年10月31日現在	現金および 現金同等物	損益計算書を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産	損益計算書を 通じて 公正価値で 測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	60,420	5,812,931	(108,065)	123,902	5,889,188
カナダドル	8,115	1,236,135	(31,291)	3,804	1,216,763
スイスフラン	13	-	-	-	13
ユーロ	84,017	6,408,571	(1,880)	(15,887)	6,474,821
英ポンド	40,055	6,075,256	(118,372)	11,416	6,008,355
香港ドル	44,125	939,933	-	-	984,058
日本円	4,961	4,644,797	(514)	39,888	4,689,132
ノルウェー・クローネ	695	-	(6)	-	689
NZドル	69	3	(1,535)	108,671	107,208
スウェーデン・クローナ	197	711,089	(62)	16,433	727,657
シンガポールドル	3,435	967,330	(16,300)	-	954,465
米ドル	86,286	52,256,022	(468,648)	8,736	51,882,396
	332,388	79,052,067	(746,673)	296,963	78,934,745

以下の表は、2015年4月30日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。本表は未決済為替先渡取引における未実現損益を算入するものであるが、かかる為替先渡取引における想定エクスポージャーを考慮していない。

(単位：米ドル)

2015年4月30日現在	現金および 現金同等物	損益計算書を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産	損益計算書を 通じて 公正価値で 測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	105	7,920,828	(293,386)	40,945	7,668,492
カナダドル	118,938	2,273,403	(94,153)	(268,597)	2,029,591
ユーロ	99,928	7,727,656	(361,701)	82,888	7,548,771
英ポンド	12,672	7,093,169	(263,094)	17,362	6,860,109
香港ドル	654	1,211,313	-	-	1,211,967
日本円	6,806	6,583,533	(14,333)	(177,688)	6,398,318
ノルウェー・クローネ	761	-	-	-	761
NZドル	77	213	-	67,641	67,931
スウェーデン・クローナ	671	470,110	(20,755)	-	450,026
シンガポールドル	41,408	1,522,300	(64,558)	50,050	1,549,200
米ドル	970,264	62,647,012	(104,657)	(20,726)	63,491,893
	1,252,284	97,449,537	(1,216,637)	(208,125)	97,277,059

以下の表は、2015年10月31日および2015年4月30日における外国為替の変動に対するファンドの資産および負債の感応度の要約である。この分析は、その他すべての変数を一定として、該当する外国為替レートが米ドルに対して以下の表に記載された割合で上昇／（低下）したという仮定に基づいている。これは、経営陣が、過去の当該外国為替レートの変動

を考慮して算出した、合理的に起こり得る当該レートの変動の最も正確な推定値である。買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産にかかる増減は、主に、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券特有の為替先渡取引における公正価値の変動によるものである。

(単位：米ドル)					
通貨	合理的に 起こり得る 変動	2015年 10月31日	通貨	合理的に 起こり得る 変動	2015年 4月30日
豪ドル	+/-10%	+/- 2,813,651	豪ドル	+/-16%	+/- 4,765,214
カナダドル	+/-8%	+/- 95,740	カナダドル	+/-10%	+/- 6,480
ユーロ	+/-2%	+/- 119,308	ユーロ	+/-25%	+/- 32,118
英ポンド	+/-1%	+/- 56,042	英ポンド	+/-9%	+/- 25,649
香港ドル	+/- 0.01%	+/- 197	香港ドル	+/- 0.03%	+/- 3,636
日本円	+/-1%	+/- 29,410	日本円	+/-16%	+/- 3,287
ノルウェー・クローネ	+/-12%	+/- 2	ノルウェー・クローネ	+/-27%	+/- 206
NZドル	+/-12%	+/- 562,626	NZドル	+/-11%	+/- 785,303
スウェーデン・クローナ	+/-2%	+/- 14,803	スウェーデン・クローナ	+/-29%	+/- 3,746
シンガポールドル	+/-6%	+/- 55,689	シンガポールドル	+/-5%	+/- 1,246

金利リスク—金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、貸借対照表において現金および現金同等物に分類される、定期預金中の短期投資対象を除いて、金利の付された証券を保有していないため、直接的には金利リスクにさらされていない。金利が上昇し、配当利回りが相対的に低下した場合には、REIT等の価格は、通常下落傾向となる。また、借入れを行うREIT等においては、金利上昇時には金利負担の増大により収益性が悪化する可能性がある。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがある。

2015年10月31日時点において、ファンドのREIT等のポートフォリオの公正価値は78,930,105米ドルであり、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の99.9%を占めた。

2015年4月30日時点において、ファンドのREIT等のポートフォリオの公正価値は97,127,616米ドルであり、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の99.8%を占めた。

信用リスク—ファンドは、信用リスクにさらされている。これは、取引相手方または金融機関がファンドに対する支払債務を履行することができないリスクである。

2015年10月31日および2015年4月30日現在のすべての金融資産に係る信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の現金および現金同等物ならびに為替先渡取引に係る未実現利益の帳簿価額である。ファンドは、担保その他の信用補完を受けていない。ファンドは、保有する現金資源を信用度の高い金融機関に預け入れることによって信用リスクを管理している。

さらに、ファンドは、その投資対象について、保管会社を利用することで信用リスクにさらされている。2015年10月31日および2015年4月30日現在、実質的にすべての現金および現金同等物ならびに投資対象は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」）によって保管されている。保管会社が破綻または支払不能に陥った場合、保管会社において保管されている投資対象に関するファンドの権利が遅延または制限されることがある。

流動性リスク—流動性リスクとは、ファンドが金融負債に関連する債務を履行するにあたり困難に直面するリスクをいう。

ファンドは、買戻可能受益証券の買戻しを日々行うため、著しい流動性リスクにさらされている。ファンドは、その資産の大部分を、活発な市場で取引されている容易に売却することが可能な証券に投資することにより、このリスクを管理している。ただし、将来においてもかかる流動性の条件が継続するという保証はない。

また、ファンドは、為替先渡取引に伴う契約上の現金流出に関連する流動性リスクにもさらされている。しかしながら、投資有価証券明細表に記載のとおり、かかる流出は対応する為替先渡取引によって純額ベースで管理されている。

取引相手方およびブローカーに関するリスク—投資顧問会社またはその受任者がファンドの勘定で取引または投資を行う金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、経営難に陥り、ファンドに関して各々が負う債務が不履行となる可能性がある。

かかる債務不履行により、ファンドが重大な損失を被る可能性がある。また、投資顧問会社は、特定の取引を保証するために、取引相手方に対してファンドの勘定で担保を差し入れる場合がある。

ファンドは、各取引相手方とマスター・ネットティング契約を締結することにより、取引相手方の信用リスクのエクスポージャーの減少を図っている。ファンドは、マスター・ネットティング契約に基づき、取引相手方の信用度が所定の水準を超えて低下した場合に、当該契約に基づくすべての取引を終了する権利を有する。マスター・ネットティング契約に基づき、各当事者は、他方当事者による債務不履行または当該契約の解除の場合に、当該契約に基づくすべての取引を一括清算し、各取引における債務額を一方当事者から他方当事者へ支払われる1つの債務へと純額決済する権利を有する。一般的に、ファンドが店頭取引（「OTC」）デリバティブに関連する取引相手方の信用リスクによって負う最大の損失リスクは、取引相手方がファンドに差し入れた担保を超過する、未実現評価益および取引相手方による未払金の総額である。ファンドは、OTCデリバティブの取引相手方のために、一定の最低限の譲渡条項に基づき、各取引相手方に係るデリバティブ取引残高の未実現評価益の額を下回らない額の担保の差入を要求される場合がある。差入担保（もしあれば）は、投資表に記載される。

2015年10月31日現在、ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は以下のとおりである。

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額					
デリバティブ資産	取引相手方	貸借対照表に表示されている資産の純額	金融商品	現金による受取担保	純額
為替先渡取引	Brown Brothers Harriman & Co.	4	-	-	4
	Citibank N.A.	162	(162)	-	-
	HSBC Bank Plc	121,796	(121,796)	-	-
		121,962	(121,958)	-	4

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額					
デリバティブ負債	取引相手方	貸借対照表に表示されている負債の純額	金融商品	現金による差入担保	純額
為替先渡取引	Brown Brothers Harriman & Co.	-	-	-	-
	Citibank N.A.	(470,536)	162	-	(470,374)
	HSBC Bank Plc	(276,137)	121,796	-	(154,341)
		(746,673)	121,958	-	(624,715)

2015年4月30日現在、ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は以下のとおりである。

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額					
デリバティブ資産	取引相手方	貸借対照表に表示されている資産の純額	金融商品	現金による受取担保	純額
為替先渡取引	Bank of Montreal	567	(567)	-	-
	Brown Brothers Harriman & Co.	1	(1)	-	-
	Citibank N.A.	215,459	(104,701)	-	110,758
	HSBC Bank Plc	105,894	(105,894)	-	-

321,921	(211,163)	-	110,758
---------	-----------	---	---------

(単位：米ドル)

貸借対照表における非相殺額の総額

デリバティブ負債	取引相手方	貸借対照表に 表示されている 負債の純額	金融商品	現金による 差入担保	純額
為替先渡取引	Bank of Montreal	(94,153)	567	-	(93,586)
	Brown Brothers Harriman & Co.	(6)	1	-	(5)
	Citibank N.A.	(104,701)	104,701	-	-
	HSBC Bank Plc	(1,017,777)	105,894	-	(911,883)
		(1,216,637)	211,163	-	(1,005,474)

注4－買戻可能受益証券

受益証券の概要－発行される受益証券口数は、制限が無く、無額面である。各受益証券はファンドに対する一定の受益権を表章するため、ファンドの償還時に受益者へ支払われる金額は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産総額を、かかる時点における当該クラスの発行済受益証券口数の合計で除した額に対する、当該受益者の保有持分額と等しくなる。受益証券は記名式で発行され、申込者が別途要求しない限り、券面は発行されない。ファンドの受益者名簿が受益証券の所有権の最終的な証拠となり、（要求のあった場合に）発行された券面は、かかる券面の発行日において当該受益者名簿に記載されたポジションの証拠となる。

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがある。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決される。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要がある。

受益証券の当初募集－ファンドは、現在3つのクラスの受益証券を募集している。豪ドル受益証券は豪ドル建て、NZドル受益証券はNZドル建て、米ドル受益証券は米ドル建てである。受益証券は、豪ドル受益証券1口当り10.00豪ドル、NZドル受益証券1口当り10.00NZドルおよび米ドル受益証券1口当り10.00米ドルの当初募集価格に野村證券株式会社（「販売会社」）に支払われた申込手数料を加算して、2010年5月17日から2010年5月27日（当日を含む。）までの期間に当初募集が行われた。投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上、NZドル受益証券は100口以上、米ドル受益証券は100口以上であった。

受益証券の継続募集－ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（「ファンド営業日」）に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家に対する追加の豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券を募集することができる。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とする。

受益証券の買戻し－受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消すことができないものとする。

分配－管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインから随時分配を行うことができる。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社（またはその受任者）は、毎月10日（「分配基準日」）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2015年10月31日に終了した6ヶ月間において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当たり合計0.3128米ドルで総額841,781米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当たり合計0.2435米ドルで総額129,769米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当たり合計0.2400米ドルで総額902,991米ドルの分配を宣言し、支払った。

2015年4月30日に終了した年度において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当たり合計0.7233米ドルで総額1,984,805米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当たり合計0.5762米ドルで総額328,352米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当たり合計0.4800米ドルで総額1,950,748米ドルの分配を宣言し、支払った。

2015年10月31日に終了した6ヶ月間における受益証券の取引および受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル受益証券 (豪ドル)	NZドル受益証券 (NZドル)	米ドル受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	2,847,950	642,114	4,328,393
受益証券の発行口数	321,840	44,020	489,844
受益証券の買戻口数	(793,370)	(156,120)	(1,120,530)
2015年10月31日現在の受益証券口数	2,376,420	530,014	3,697,707
2015年10月31日現在の純資産総額	31,595,968	7,323,131	51,409,567
2015年10月31日現在の受益証券 1口当たり純資産価格	13.30	13.82	13.90
2015年10月31日現在の純資産総額 (米ドルで表示)	22,567,419米ドル	4,957,759米ドル	51,409,567米ドル
2015年10月31日現在の受益証券 1口当たり純資産価格 (米ドルで表示)	9.50米ドル	9.35米ドル	13.90米ドル

2015年4月30日に終了した年度における受益証券の取引および受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル受益証券 (豪ドル)	NZドル受益証券 (NZドル)	米ドル受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	2,633,415	490,214	4,236,576
受益証券の発行口数	920,390	249,690	2,838,375
受益証券の買戻口数	(705,855)	(97,790)	(2,746,558)
2015年4月30日現在の受益証券口数	2,847,950	642,114	4,328,393
2015年4月30日現在の純資産総額	38,269,675	8,887,767	60,419,333
2015年4月30日現在の受益証券 1口当たり純資産価格	13.44	13.84	13.96
2015年4月30日現在の純資産総額 (米ドルで表示)	30,110,578米ドル	6,747,148米ドル	60,419,333米ドル
2015年4月30日現在の受益証券 1口当たり純資産価格 (米ドルで表示)	10.57米ドル	10.51米ドル	13.96米ドル

ファンドの資本額は、主にこれらの買戻可能受益証券によって構成されている。ファンドは、注記1に記載の投資目的および注記3に記載のリスク管理方針に基づき、買戻可能受益証券の買付申込代金を適切な投資対象に投資し、かつ買戻しに応じるために十分な流動性を維持するよう努める。

注5－受託会社、保管会社および事務代行会社報酬

当事者がその他の当事者を支配することができる場合または財務上もしくは業務上の決定を行う際にその他の当事者に多大な影響力を及ぼすことができる場合、当事者は関連しているとみなされる。当該期間中に以下の関連当事者間取引が行われた。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。受託会社は、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%の報酬を受け取る。

かかる報酬は月毎に計算され支払われ、最低年間報酬を10,000米ドルとする。2015年10月31日に終了した6ヶ月間および2015年4月30日に終了した年度中に受託会社が受け取った報酬ならびに2015年10月31日および2015年4月30日現在の受託会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

受託会社は保管会社との間で保管契約を結んでいる。保管会社は、最低合計年間報酬を5,000米ドルとし、ファンドが各市場で行う投資の市場価格および取引量に基づき月毎に計算され支払われる報酬（ただし、年率0.30%を超えないものとする。）を受け取る。2015年10月31日に終了した6ヶ月間および2015年4月30日に終了した年度中に保管会社が受け取った報酬ならびに2015年10月31日および2015年4月30日現在の保管会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

管理会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「事務代行会社」）との間で事務代行会社契約を結んでいる。事務代行会社は、月毎に計算され支払われるファンドの会計管理役務に関する報酬として、最低年間報酬を80,000米ドルとし、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年間最大0.08%の額を受け取る。2015年10月31日に終了した6ヶ月間および2015年4月30日に終了した年度中に事務代行会社が受け取った報酬ならびに2015年10月31日および2015年4月30日現在の事務代行会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注6－管理会社および投資顧問会社報酬

管理会社は、毎月支払われる報酬として、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額を受け取る資格を有する。2015年10月31日に終了した6ヶ月間および2015年4月30日に終了した年度中に管理会社が受け取った報酬ならびに2015年10月31日および2015年4月30日現在の管理会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

投資顧問会社は、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる投資顧問会社報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%の額を受け取る。2015年10月31日に終了した6ヶ月間および2015年4月30日に終了した年度中に投資顧問会社が受け取った報酬ならびに2015年10月31日および2015年4月30日現在の投資顧問会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

RREEF アメリカ・エル・エル・シー（「副投資顧問会社」）は、報酬として各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができる。

注7－代行協会員報酬

野村證券株式会社（「代行協会員」）は、2010年3月29日付の代行協会員契約に従い代行協会員に任命された。代行協会員は当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%の報酬（月毎に計算され支払われる）を受け取る。2015年10月31日に終了した6ヶ月間および2015年4月30日に終了した年度中に代行協会員が受け取った報酬ならびに2015年10月31日および2015年4月30日現在の代行協会員に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注8－後発事象

経営陣は、2015年12月30日、すなわち財務書類が公表可能となった日までの後発事象の検討を行い、追加的な開示が必要となる重要な事象は存在しないと判断した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在（未監査）

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価値 (米ドル)
普通株式 (97.9%)			
オーストラリア (7.4%)			
REIT (7.4%)			
86,380	Dexus Property Group	0.6	477,534
511,643	Federation Centres Ltd.	1.3	1,063,433
56,379	Galileo Japan Trust	0.1	71,074
83,198	Goodman Group	0.5	360,705
153,136	Investa Office Fund	0.6	441,885
878,715	Mirvac Group Class REIT	1.4	1,132,858
350,678	Scentre Group	1.3	1,036,953
166,925	Westfield Corp.	1.6	1,222,068
			5,806,510
	オーストラリア合計		5,806,510
カナダ (1.6%)			
REIT (1.6%)			
46,940	Chartwell Retirement Residences	0.6	460,097
32,535	Smart Real Estate Investment Trust	1.0	774,726
			1,234,823
	カナダ合計		1,234,823
フィンランド (0.3%)			
不動産業 (0.3%)			
100,240	Citycon OYJ	0.3	265,225
	フィンランド合計		265,225
フランス (5.3%)			
REIT (5.3%)			
7,303	Gecina S.A.	1.2	938,732
30,275	Klepierre	1.8	1,443,456
6,374	Unibail-Rodamco SE	2.3	1,788,561
			4,170,749
	フランス合計		4,170,749
ドイツ (1.1%)			
不動産業 (0.8%)			
10,082	ADO Properties S.A.	0.3	258,855
4,768	LEG Immobilien AG	0.5	381,998
			640,853
	REIT (0.3%)		
18,926	Alstria Office REIT AG	0.3	265,325
	ドイツ合計		906,178
香港 (1.1%)			
不動産業 (0.1%)			
22,000	China Resources Land, Ltd.	0.1	57,481
5,400	Hongkong Land Holdings Ltd.	0.0	40,554
			98,035
	REIT (1.0%)		
130,542	Link REIT	1.0	782,369
	香港合計		880,404
アイルランド (0.5%)			
REIT (0.5%)			
286,274	Hibernia REIT Plc	0.5	428,359

アイルランド合計

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価値 (米ドル)
普通株式 (97.9%) (続き)			
日本 (5.8%)			
REIT (5.8%)			
40	フロンティア不動産投資法人	0.2	162,406
100	グローバル・ワン不動産投資法人	0.4	330,613
248	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人クラス REIT	0.2	197,685
356	日本ロジスティクスファンド投資法人クラスREIT	0.8	667,841
198	ジャパンリアルエステイト投資法人クラスREIT	1.2	918,756
235	日本リテールファンド投資法人クラスREIT	0.6	456,817
418	森ヒルズリート投資法人クラスA	0.6	519,534
110	日本アコモデーションファンド投資法人クラスA	0.5	380,536
48	日本ビルファンド投資法人クラスREIT	0.3	228,695
164	野村不動産マスターファンド投資法人	0.3	207,777
42	トップリート投資法人クラスREIT	0.2	158,172
274	ユナイテッド・アーバン投資法人	0.5	381,650
			4,610,482
日本合計			4,610,482
オランダ (0.5%)			
REIT (0.5%)			
6,820	Wereldhave NV	0.5	427,629
オランダ合計			427,629
シンガポール (1.4%)			
REIT (1.4%)			
152,800	Ascendas Real Estate Investment Trust	0.3	260,805
59,900	CapitaLand Commercial Trust Ltd.	0.1	60,317
210,400	CapitaLand Mall Trust	0.4	297,513
41,100	CapitaLand Retail China Trust	0.1	44,615
96,000	Fortune Real Estate Investment Trust	0.1	100,082
124,900	Mapletree Commercial Trust	0.2	122,202
108,600	Mapletree Industrial Trust	0.1	118,275
53,900	Suntec Real Estate Investment Trust	0.1	63,514
			1,067,323
シンガポール合計			1,067,323
スペイン (0.2%)			
REIT (0.2%)			
13,498	Lar Espana Real Estate Socimi S.A.	0.2	143,096
スペイン合計			143,096
スウェーデン (0.9%)			
不動産業 (0.9%)			
27,217	Fabege AB	0.6	435,577
16,180	Pandox AB Class B	0.3	266,374
			701,951
スウェーデン合計			701,951
英国 (7.7%)			
不動産業 (0.4%)			
39,600	LXB Retail Properties Plc	0.1	56,299
38,461	ST Modwen Properties Plc	0.3	261,449
			317,748
REIT (7.3%)			
256,486	Assura Plc	0.3	222,946
117,510	British Land Co. Plc	2.0	1,580,725
45,356	Great Portland Estates Plc	0.8	623,438
102,660	Hammerson Plc	1.3	1,009,747
107,462	Intu Properties Plc	0.7	574,737
52,469	Land Securities Group Plc	1.4	1,085,666

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価値 (米ドル)
普通株式 (97.9%) (続き)			
英国 (7.7%) (続き)			
REIT (7.3%) (続き)			
94,508	Segro Plc	0.8	656,902
			5,754,161
英国合計			6,071,909
米国 (64.1%)			
REIT (64.1%)			
7,287	Agree Realty Corp.	0.3	236,463
5,836	Alexandria Real Estate Equities, Inc.	0.7	524,365
4,960	American Assets Trust, Inc.	0.3	209,709
20,413	American Residential Properties, Inc.	0.4	337,631
8,934	Apartment Investment & Management Co. Class A	0.4	352,625
14,086	Boston Properties, Inc.	2.3	1,776,385
7,591	Camden Property Trust	0.7	562,797
14,745	Chesapeake Lodging Trust	0.5	406,372
8,745	CoreSite Realty Corp.	0.6	482,287
12,545	Crown Castle International Corp.	1.4	1,073,727
24,925	CubeSmart Class A	0.9	694,909
1,187	CyrusOne, Inc.	0.1	41,759
13,315	DCT Industrial Trust, Inc.	0.6	496,250
23,163	DiamondRock Hospitality Co.	0.3	272,628
20,490	Duke Realty Corp.	0.5	426,397
2,448	Equinix, Inc.	0.9	727,227
14,252	Equity LifeStyle Properties, Inc.	1.1	865,239
52,907	Equity Residential	5.2	4,079,659
6,823	Essex Property Trust, Inc.	1.9	1,503,585
12,948	Extra Space Storage, Inc.	1.3	1,028,589
10,009	Federal Realty Investment Trust Class REIT	1.8	1,435,691
17,237	First Industrial Realty Trust, Inc.	0.5	377,490
70,209	General Growth Properties, Inc.	2.6	2,031,146
22,955	HCP, Inc.	1.1	856,681
30,699	Healthcare Trust of America, Inc.	1.0	807,077
29,824	Host Hotels & Resorts, Inc. Class REIT	0.7	514,613
13,435	Kilroy Realty Corp.	1.1	884,157
58,689	Kimco Realty Corp.	2.0	1,574,039
22,651	LaSalle Hotel Properties	0.8	670,243
4,677	LTC Properties, Inc.	0.3	200,222
26,374	Macerich Co.	2.8	2,235,724
21,148	Mack-Cali Realty Corp.	0.6	464,833
7,548	Medical Properties Trust, Inc.	0.1	85,066
5,980	Mid-America Apartment Communities, Inc.	0.6	510,572
10,792	National Health Investors, Inc.	0.8	635,865
37,124	National Retail Properties, Inc. Class REIT	1.8	1,415,909
22,416	Pebblebrook Hotel Trust	1.0	766,851
29,531	Piedmont Office Realty Trust, Inc. Class A	0.7	574,969
15,426	Post Properties, Inc.	1.2	924,326
48,978	Prologis, Inc.	2.6	2,090,871
9,276	Public Storage	2.7	2,118,638
28,038	Retail Properties of America, Inc. Class A	0.5	420,850
15,263	Rexford Industrial Realty, Inc.	0.3	231,540
21,273	Simon Property Group, Inc.	5.4	4,299,273
84,055	Spirit Realty Capital, Inc.	1.1	859,883
17,310	STORE Capital Corp.	0.5	389,994
36,766	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.7	536,048
8,695	Tanger Factory Outlet Centers, Inc.	0.4	304,934
38,625	Urban Edge Properties	1.2	918,889
23,356	Vornado Realty Trust	3.0	2,350,081
5,847	Washington Real Estate Investment Trust	0.2	158,278

		純資産に	
投資証券数	銘柄	占める 割合 (%)	公正価値 (米ドル)
普通株式（97.9%）（続き）			
米国（64.1%）（続き）			
REIT（64.1%）（続き）			
43,778	Welltower, Inc.	3.6	2,850,386
			50,593,742
米国合計			50,593,742
普通株式合計			77,308,380
(取得価額：75,989,095米ドル(9,332,980,648円))			(9,495,015,232円)
優先株式（2.1%）			
米国（2.1%）			
REIT（2.1%）			
6,215	Chesapeake Lodging Trust	0.2	167,743
4,773	CubeSmart	0.2	126,485
8,399	Inland Real Estate Corp.	0.3	217,383
8,322	Pebblebrook Hotel Trust	0.3	216,272
13,805	Retail Properties of America, Inc.	0.4	351,199
20,962	WP GLIMCHER, Inc.	0.7	542,643
			1,621,725
米国合計			1,621,725
優先株式合計			1,621,725
(取得価額：1,624,601米ドル(199,533,495円))			(199,180,265円)

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益／（損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	9	2015年11月2日	米ドル	6	-	(0)*	(0)*	(0.00)
豪ドル	HSBC Bank Plc	7,773,000	2015年11月5日	米ドル	5,545,041	6,258	-	6,258	0.01
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	105	2015年11月9日	米ドル	74	1	-	1	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	5	2015年11月10日	米ドル	4	0*	-	0*	0.00
カナダドル	HSBC Bank Plc	1,543,000	2015年11月5日	米ドル	1,179,327	1,312	-	1,312	0.00
ユーロ	HSBC Bank Plc	5,367,000	2015年11月5日	米ドル	5,928,796	-	(1,880)	(1,880)	(0.00)
英ポンド	HSBC Bank Plc	3,724,000	2015年11月5日	米ドル	5,751,275	3,347	-	3,347	0.01
日本円	HSBC Bank Plc	516,000,000	2015年11月5日	米ドル	4,275,980	-	(314)	(314)	(0.00)
ノルウェー・クローネ	HSBC Bank Plc	6,000	2015年11月5日	米ドル	709	0*	-	0*	0.00
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	40	2015年11月4日	米ドル	27	0*	-	0*	0.00
NZドル	Citibank N.A.	13,800	2015年11月4日	米ドル	9,374	-	(32)	(32)	(0.00)
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	360	2015年11月9日	米ドル	240	3	-	3	0.00
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	45	2015年11月10日	米ドル	30	0*	-	0*	0.00
スウェーデン・クローナ	HSBC Bank Plc	5,806,000	2015年11月5日	米ドル	683,814	-	(62)	(62)	(0.00)
シンガポールドル	HSBC Bank Plc	1,367,000	2015年11月5日	米ドル	976,083	90	-	90	0.00
米ドル	Citibank N.A.	964	2015年11月2日	豪ドル	1,337	9	-	9	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	24	2015年11月5日	豪ドル	33	0*	-	0*	0.00
米ドル	Citibank N.A.	15,837	2015年11月5日	豪ドル	21,962	153	-	153	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	960,218	2015年11月5日	シンガポールドル	1,367,000	-	(15,955)	(15,955)	(0.02)
米ドル	HSBC Bank Plc	654,774	2015年11月5日	スウェーデン・クローナ	5,487,000	8,589	-	8,589	0.01
米ドル	HSBC Bank Plc	4,251,512	2015年11月5日	日本円	509,000,000	33,850	-	33,850	0.04

米ドル	HSBC Bank Plc	1,150,751	2015年11月5日	カナダドル	1,543,000	-	(29,888)	(29,888)	(0.04)
米ドル	HSBC Bank Plc	236,274	2015年11月5日	英ポンド	156,000	-	(4,789)	(4,789)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank Plc	58,469	2015年11月5日	日本円	7,000,000	465	-	465	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	5,448,407	2015年11月5日	豪ドル	7,773,000	-	(102,892)	(102,892)	(0.13)
米ドル	HSBC Bank Plc	38,067	2015年11月5日	スウェーデン・クローナ	319,000	499	-	499	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	5,767,616	2015年11月5日	ユーロ	5,165,000	63,774	-	63,774	0.08
米ドル	HSBC Bank Plc	703	2015年11月5日	ノルウェー・クローネ	6,000	-	(6)	(6)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	225,568	2015年11月5日	ユーロ	202,000	2,494	-	2,494	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	5,404,018	2015年11月5日	英ポンド	3,568,000	-	(109,540)	(109,540)	(0.14)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	275	2015年11月6日	豪ドル	385	0*	-	0*	0.00
米ドル	Citibank N.A.	73,271	2015年11月6日	豪ドル	102,641	-	(29)	(29)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	111,382	2015年11月9日	NZドル	166,800	-	(1,492)	(1,492)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	33,115	2015年11月9日	豪ドル	46,830	-	(323)	(323)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	8,436	2015年11月10日	NZドル	12,483	-	(11)	(11)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	952	2015年11月10日	豪ドル	1,335	-	(1)	(1)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	1,179,104	2015年12月4日	カナダドル	1,543,000	-	(1,327)	(1,327)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	974,892	2015年12月4日	シンガポールドル	1,367,000	-	(336)	(336)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	709	2015年12月4日	ノルウェー・クローネ	6,000	-	-	-	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	68,011	2015年12月4日	カナダドル	89,000	-	(77)	(77)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	25,674	2015年12月4日	シンガポールドル	36,000	-	(9)	(9)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	485,061	2015年12月4日	ユーロ	439,000	81	-	81	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	389,542	2015年12月4日	日本円	47,000,000	-	(17)	(17)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	12,139	2015年12月4日	スウェーデン・クローナ	103,000	1	-	1	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	4,276,678	2015年12月4日	日本円	516,000,000	-	(184)	(184)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,749,904	2015年12月4日	英ポンド	3,724,000	-	(3,766)	(3,766)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	421,516	2015年12月4日	英ポンド	273,000	-	(276)	(276)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,538,434	2015年12月4日	豪ドル	7,773,000	-	(4,591)	(4,591)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank Plc	684,242	2015年12月4日	スウェーデン・クローナ	5,806,000	50	-	50	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	5,930,122	2015年12月4日	ユーロ	5,367,000	986	-	986	0.00

米ドル	HSBC Bank Plc	275,746	2015年12月4日	豪ドル	387,000	-	(229)	(229)	(0.00)
						121,962	(278,026)	(156,064)	
						(14,979,373円)	((34,147,153)円)	((19,167,780)円)	(0.20)

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益／（損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
豪ドル	Citibank N.A.	30,236,415	2015年11月24日	米ドル	22,011,291	- (-円)	(437,553) ((53,740,259)円)	(437,553) ((53,740,259)円)	(0.55)

未決済為替先渡取引（NZドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益／（損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
NZドル	Citibank N.A.	7,119,556	2015年11月24日	米ドル	4,843,826	- (-円)	(31,094) ((3,818,965)円)	(31,094) ((3,818,965)円)	(0.04)

*0.50米ドル未満の未決済為替先渡取引に係る未実現評価益／（損）。

投資有価証券明細表の要約	純資産に 占める 割合 (%)	公正価値	
		(米ドル)	(円)
普通株式合計	97.9	77,308,380	9,495,015,232
優先株式合計	2.1	1,621,725	199,180,265
為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.1	121,962	14,979,373
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(0.9)	(746,673)	(91,706,378)
負債を超過する現金およびその他の資産	0.8	629,351	77,296,890
純資産	100.0	78,934,745	9,694,765,381

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

投資有価証券明細表
2015年4月30日現在
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式 (97.8%)			
オーストラリア (8.1%)			
REIT (8.1%)			
343,179	Federation Centres Ltd.	0.8	796,539
56,379	Galileo Japan Trust	0.1	83,395
152,257	Goodman Group	0.8	748,724
301,065	GPT Group	1.1	1,058,844
32,458	Investa Office Fund	0.1	95,001
254,772	Mirvac Group Class REIT	0.4	402,914
169,166	Novion Property Group	0.3	328,756
392,864	Scentre Group	1.2	1,156,054
367,868	Stockland	1.3	1,285,107
261,108	Westfield Corp.	2.0	1,941,406
			<u>7,896,740</u>
	オーストラリア合計		<u>7,896,740</u>
カナダ (2.3%)			
不動産業 (0.5%)			
29,306	First Capital Realty, Inc.	0.5	484,261
REIT (1.8%)			
19,773	Allied Properties Real Estate Investment Trust	0.7	650,695
19,516	Calloway Real Estate Investment Trust	0.5	491,464
64,993	Chartwell Retirement Residences	0.6	646,416
			<u>1,788,575</u>
	カナダ合計		<u>2,272,836</u>
フィンランド (0.4%)			
不動産業 (0.4%)			
106,400	Citycon OYJ	0.4	343,671
	フィンランド合計		<u>343,671</u>
フランス (5.0%)			
REIT (5.0%)			
5,226	Gecina S.A.	0.7	713,344
3,846	ICADE	0.4	332,885
30,000	Klepierre	1.5	1,449,814
2,540	Societe Fonciere Lyonnaise S.A.	0.1	117,946
8,040	Unibail-Rodamco SE	2.3	2,211,954
			<u>4,825,943</u>
	フランス合計		<u>4,825,943</u>
ドイツ (1.4%)			
不動産業 (1.4%)			
13,200	Deutsche Annington Immobilien SE	0.4	442,933
26,000	Deutsche Wohnen AG	0.7	680,486
15,000	TLG Immobilien AG	0.3	251,625
			<u>1,375,044</u>
	ドイツ合計		<u>1,375,044</u>
香港 (1.2%)			
REIT (1.2%)			
195,000	Link REIT	1.2	1,211,313
	香港合計		<u>1,211,313</u>
アイルランド (0.3%)			
REIT (0.3%)			
200,000	Hibernia REIT Plc	0.3	276,793
	アイルランド合計		<u>276,793</u>

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式 (97.8%) (続き)			
日本 (6.8%)			
REIT (6.8%)			
65	アドバンス・レジデンス投資法人クラスREIT	0.2	152,814
126	グローバル・ワン不動産投資法人	0.5	442,022
454	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人クラス REIT	0.5	432,543
191	日本ロジスティクスファンド投資法人クラスREIT	0.4	404,739
246	ジャパンリアルエステイト投資法人クラスREIT	1.2	1,161,607
474	日本リテールファンド投資法人クラスREIT	1.0	1,008,384
295	森ヒルズリート投資法人クラスA	0.4	405,344
103	日本アコモデーションファンド投資法人クラスA	0.4	400,434
88	日本ビルファンド投資法人クラスREIT	0.5	436,825
145	野村不動産オフィスファンド投資法人クラスA	0.7	664,122
60	プレミアム投資法人クラスREIT	0.3	332,874
283	積水ハウス・リート投資法人クラスREIT	0.3	335,024
92	トップリート投資法人クラスREIT	0.4	396,046
			6,572,778
日本合計			6,572,778
オランダ (0.5%)			
REIT (0.5%)			
8,320	Wereldhave NV	0.5	531,342
オランダ合計			531,342
シンガポール (1.6%)			
不動産業 (0.1%)			
21,600	Global Logistic Properties Ltd	0.1	44,798
9,700	United Industrial Corp. Ltd.	0.0	25,092
			69,890
REIT (1.5%)			
161,400	Ascendas Real Estate Investment Trust	0.3	300,658
103,200	CapitaCommercial Trust	0.1	131,924
211,100	CapitaMall Trust	0.4	348,662
116,000	CapitaRetail China Trust	0.2	151,786
61,000	Mapletree Commercial Trust	0.1	70,847
183,600	Mapletree Industrial Trust	0.2	222,932
57,400	Mapletree Logistics Trust	0.0	53,246
126,500	Suntec Real Estate Investment Trust	0.2	168,864
			1,448,919
シンガポール合計			1,518,809
スペイン (0.3%)			
REIT (0.3%)			
28,436	Lar Espana Real Estate Socimi S.A.	0.3	333,243
スペイン合計			333,243
スウェーデン (0.5%)			
不動産業 (0.5%)			
30,800	Fabege AB	0.5	467,825
スウェーデン合計			467,825
英国 (7.3%)			
不動産業 (0.8%)			
161,600	LXB Retail Properties Plc	0.4	352,377
187,000	Quintain Estates & Development Plc	0.3	275,186
23,600	ST Modwen Properties Plc	0.1	157,368
			784,931
REIT (6.5%)			
145,300	British Land Co Plc	1.9	1,854,230
9,850	Derwent London Plc	0.5	519,408

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式 (97.8%) (続き)			
英国 (7.3%) (続き)			
REIT (6.5%) (続き)			
61,000	Great Portland Estates Plc	0.8	745,718
127,200	Hammerson Plc	1.3	1,304,449
89,000	Land Securities Group Plc	1.8	1,703,987
32,700	NewRiver Retail Ltd.	0.2	155,891
			<u>6,283,683</u>
英国合計			<u>7,068,614</u>
米国 (62.1%)			
REIT (62.1%)			
7,039	Alexandria Real Estate Equities, Inc.	0.7	648,222
17,800	American Campus Communities, Inc.	0.7	719,476
95,147	American Realty Capital Properties, Inc.	0.9	859,653
20,567	American Residential Properties, Inc.	0.4	390,156
10,993	Apartment Investment & Management Co. Class A	0.4	417,844
35,415	BioMed Realty Trust, Inc.	0.8	734,507
17,310	Boston Properties, Inc.	2.4	2,298,941
46,386	Brandywine Realty Trust	0.7	675,380
13,588	Camden Property Trust	1.1	1,023,992
7,673	Chesapeake Lodging Trust	0.2	245,306
44,149	Corporate Office Properties Trust	1.2	1,168,624
64,904	CubeSmart Class A	1.5	1,505,773
74,109	DDR Corp.	1.3	1,264,300
70,507	DiamondRock Hospitality Co.	1.0	961,010
43,671	Duke Realty Corp.	0.9	869,926
25,600	DuPont Fabros Technology, Inc.	0.8	800,000
5,042	Equity LifeStyle Properties, Inc. Class A	0.3	268,537
65,502	Equity Residential	5.0	4,863,524
10,087	Essex Property Trust, Inc.	2.3	2,246,879
19,644	Extra Space Storage, Inc.	1.3	1,311,630
10,937	Federal Realty Investment Trust Class REIT	1.5	1,472,448
33,432	General Growth Properties, Inc.	0.9	917,708
13,303	HCP, Inc.	0.6	538,239
26,883	Health Care REIT, Inc.	2.0	1,942,297
36,492	Healthcare Trust of America, Inc. Class A	1.0	946,238
41,450	Host Hotels & Resorts, Inc. Class REIT	0.9	843,922
34,141	Hudson Pacific Properties, Inc.	1.1	1,031,741
79,729	Kimco Realty Corp.	2.0	1,939,807
11,313	LTC Properties, Inc.	0.5	494,265
21,843	Macerich Co.	1.8	1,776,710
1,748	National Health Investors, Inc.	0.1	117,483
13,832	National Retail Properties, Inc. Class REIT	0.5	532,947
68,683	Paramount Group, Inc.	1.3	1,258,959
12,409	Pebblebrook Hotel Trust	0.5	536,937
10,090	Pennsylvania Real Estate Investment Trust	0.2	227,025
73,543	Prologis, Inc.	3.1	2,974,814
7,759	Public Storage	1.5	1,457,683
11,901	Regency Centers Corp.	0.8	751,191
13,526	RLJ Lodging Trust	0.4	403,751
33,366	Simon Property Group, Inc.	6.2	6,069,275
15,534	SL Green Realty Corp.	2.0	1,908,973
66,917	Spirit Realty Capital, Inc.	0.8	758,170
10,439	STORE Capital Corp.	0.2	219,532
82,233	Strategic Hotels & Resorts, Inc.	1.0	960,482
54,207	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.9	852,134
12,587	Taubman Centers, Inc.	0.9	902,991
43,654	UDR, Inc. Class REIT	1.5	1,437,963
47,702	Ventas, Inc.	3.4	3,305,749
5,512	Vornado Realty Trust	0.6	573,799
			<u>60,426,913</u>
米国合計			<u>60,426,913</u>
普通株式合計			95,121,864
(取得価額：94,583,453米ドル(11,616,739,697円))			(11,682,867,336円)

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
優先株式（2.0%）			
米国（2.0%）			
REIT（2.0%）			
7,500	Chesapeake Lodging Trust	0.2	197,700
4,922	CubeSmart	0.1	131,663
10,190	Inland Real Estate Corp.	0.3	270,748
10,065	Pebblebrook Hotel Trust	0.2	266,723
18,031	Retail Properties of America, Inc.	0.5	481,392
24,982	WP GLIMCHER, Inc.	0.7	657,526
			<u>2,005,752</u>
	米国合計		<u>2,005,752</u>
	優先株式合計		2,005,752
	（取得価額：1,959,073米ドル(240,613,346円)）		(246,346,461円)

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益／（損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
豪ドル	HSBC Bank Plc	330,000	2015年5月6日	米ドル	256,637	2,979	-	2,979	0.00
豪ドル	HSBC Bank Plc	10,561,000	2015年5月6日	米ドル	8,331,573	-	(23,087)	(23,087)	(0.02)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	396	2015年5月13日	米ドル	317	-	(6)	(6)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	33,024	2015年5月15日	米ドル	26,012	-	(44)	(44)	(0.00)
カナダドル	Bank of Montreal	70,000	2015年5月6日	米ドル	57,208	567	-	567	0.00
カナダドル	Bank of Montreal	2,188,000	2015年5月6日	米ドル	1,806,249	-	(349)	(349)	(0.00)
ユーロ	HSBC Bank Plc	240,000	2015年5月6日	米ドル	257,012	10,859	-	10,859	0.01
ユーロ	HSBC Bank Plc	7,523,000	2015年5月6日	米ドル	8,431,177	-	(34,559)	(34,559)	(0.03)
英ポンド	HSBC Bank Plc	4,854,000	2015年5月6日	米ドル	7,460,549	-	(19,975)	(19,975)	(0.02)
英ポンド	HSBC Bank Plc	150,000	2015年5月6日	米ドル	223,416	6,515	-	6,515	0.01
日本円	HSBC Bank Plc	23,000,000	2015年5月7日	米ドル	192,888	-	(1,002)	(1,002)	(0.00)
日本円	HSBC Bank Plc	741,000,000	2015年5月7日	米ドル	6,193,581	-	(11,512)	(11,512)	(0.01)
スウェーデン・クローナ	HSBC Bank Plc	130,000	2015年5月6日	米ドル	15,084	427	-	427	0.00
スウェーデン・クローナ	HSBC Bank Plc	5,279,000	2015年5月6日	米ドル	632,388	-	(2,488)	(2,488)	(0.00)
シンガポールドル	HSBC Bank Plc	2,346,000	2015年5月6日	米ドル	1,771,622	-	(2,393)	(2,393)	(0.00)
シンガポールドル	HSBC Bank Plc	80,000	2015年5月6日	米ドル	59,114	1,218	-	1,218	0.00
米ドル	Bank of Montreal	1,776,177	2015年5月6日	カナダドル	2,258,000	-	(87,499)	(87,499)	(0.09)
米ドル	HSBC Bank Plc	7,427,387	2015年5月6日	英ポンド	5,004,000	-	(243,118)	(243,118)	(0.25)
米ドル	HSBC Bank Plc	627,144	2015年5月6日	スウェーデン・クローナ	5,409,000	-	(18,267)	(18,267)	(0.02)
米ドル	HSBC Bank Plc	1,767,396	2015年5月6日	シンガポールドル	2,426,000	-	(62,165)	(62,165)	(0.06)
米ドル	HSBC Bank Plc	8,337,346	2015年5月6日	ユーロ	7,763,000	-	(327,142)	(327,142)	(0.34)
米ドル	HSBC Bank Plc	8,297,853	2015年5月6日	豪ドル	10,891,000	-	(270,249)	(270,249)	(0.28)
米ドル	HSBC Bank Plc	6,372,136	2015年5月7日	日本円	764,000,000	-	(1,819)	(1,819)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	205	2015年5月11日	NZドル	270	0*	-	0*	0.00
米ドル	Citibank N.A.	48,537	2015年5月11日	NZドル	63,900	60	-	60	0.00
米ドル	Citibank N.A.	20,704	2015年5月12日	NZドル	27,094	152	-	152	0.00

米ドル	Citibank N.A.	48,790	2015年5月13日	豪ドル	60,940	866	-	866	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	151	2015年5月15日	豪ドル	192	0*	-	0*	0.00
米ドル	Citibank N.A.	19,509	2015年5月15日	豪ドル	24,768	33	-	33	0.00
米ドル	Bank of Montreal	2,143,727	2015年6月4日	カナダドル	2,606,000	-	(6,305)	(6,305)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank Plc	1,697,990	2015年6月4日	シンガポールドル	2,250,000	2,273	-	2,273	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	7,084,663	2015年6月4日	英ポンド	4,611,000	18,040	-	18,040	0.02
米ドル	HSBC Bank Plc	475,841	2015年6月4日	スウェーデン・クローナ	3,970,000	1,857	-	1,857	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	6,436,556	2015年6月4日	日本円	770,000,000	10,755	-	10,755	0.01
米ドル	HSBC Bank Plc	8,093,297	2015年6月4日	ユーロ	7,221,000	30,762	-	30,762	0.03
米ドル	HSBC Bank Plc	8,124,187	2015年6月4日	豪ドル	10,318,000	20,210	-	20,210	0.02
						107,573 (13,212,116円)	(1,111,979) ((136,573,261)円)	(1,004,406) ((123,361,145)円)	(1.03)

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付通貨	相手方	買付金額	決済日	売付通貨	売付金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現評価（損） (米ドル)	未実現純評価益／（損） (米ドル)	純資産に占める割合 (%)
豪ドル	Citibank N.A.	38,277,633	2015年5月28日	米ドル	29,867,195	214,348 (26,326,221円)	- (-円)	214,348 (26,326,221円)	0.22

未決済為替先渡取引（NZドル受益証券）

買付通貨	相手方	買付金額	決済日	売付通貨	売付金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現評価（損） (米ドル)	未実現純評価益／（損） (米ドル)	純資産に占める割合 (%)
NZドル	Citibank N.A.	9,221,973	2015年5月28日	米ドル	7,090,595	- (-円)	(104,658) ((12,854,096)円)	(104,658) ((12,854,096)円)	(0.11)

*0.50米ドル未満の未決済為替先渡取引に係る未実現評価益／（損）。

投資有価証券明細表の要約	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
		(米ドル)	(円)
普通株式合計	97.8	95,121,864	11,682,867,336
優先株式合計	2.0	2,005,752	246,346,461
為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.3	321,921	39,538,337
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(1.2)	(1,216,637)	(149,427,356)
負債を超過する現金およびその他の資産	1.1	1,044,159	128,243,608
純資産	100.0	97,277,059	11,947,568,386

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約4,871万円）で、2015年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約325万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.88円）によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（1）顧客毎の一任運用、（2）投資顧問業務、（3）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（4）2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2015年11月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約1.9兆円で

（2015年11月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,418,871,422.69米ドル
		1	297,158,611.09ユーロ
		2	3,264,110,063.64豪ドル
		1	110,595,442.66カナダドル
		1	789,325,069.23ニュージーランドドル
		1	92,603,952.11英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	19	1,507,834,807.03米ドル
		7	163,548,620.50ユーロ
		13	470,870,623,186円
		9	818,354,640.83豪ドル
		4	50,569,690.72カナダドル
		5	310,159,008.55ニュージーランドドル

		3	19,770,107.57英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	18	675,302,425.48米ドル
		1	379,552,411.78南アフリカ・ランド
		1	17,228,644.34ユーロ
		28	26,963,401,724円
		7	659,762,031.22豪ドル
		3	203,700,360.13ニュージーランドドル

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します（または手配をします。）。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。適用ある法律に規定された事項について、管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社は、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社ならびに販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited）（以下「受託会社」といいます。）は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、トラストから辞任する、もしくは解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、速やかに受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還適格性に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

(3) その他

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2015年11月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.88円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

（１）資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2015年３月31日		2014年３月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1年以内期限到来		401,155	52,102	432,756	56,206
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	11	8,050,201	1,045,560	7,788,467	1,011,566
		8,451,356	1,097,662	8,221,223	1,067,772
前払費用		18,750	2,435	29,489	3,830
資産合計		8,470,106	1,100,097	8,250,712	1,071,602
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	48,705	375,000	48,705
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,871	37,500	4,871
その他準備金	4	1,130,000	146,764	1,290,000	167,545
繰越損益	4	5,255,936	682,641	3,899,759	506,501
当期損益	4	633,681	82,302	1,196,177	155,359
		7,432,117	965,283	6,798,436	882,981
引当金					
納税引当金	5	807,746	104,910	1,222,740	158,809
		807,746	104,910	1,222,740	158,809
非劣後債務					
買掛債権					
1年以内期限到来	6	204,352	26,541	206,301	26,794
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,196	11,171	1,451
社会保障債務		16,681	2,167	12,064	1,567
		230,243	29,904	229,536	29,812

負債合計

8,470,106

1,100,097

8,250,712

1,071,602

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2015年 3 月31日終了年度		2014年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	10、 11	379,754	49,322	242,513	31,498
人件費					
給与および賃金	9	811,587	105,409	757,768	98,419
給与および賃金にかかる 社会保障費	9	71,873	9,335	67,087	8,713
その他営業費用		25,000	3,247	10,417	1,353
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額		1,916	249	—	—
所得税	5	110,827	14,394	167,619	21,770
当期利益		633,681	82,302	1,196,177	155,359
費用合計		2,034,638	264,259	2,441,581	317,113
収益					
純売上高	1	2,025,472	263,068	2,275,971	295,603
金融固定資産からの収益	8	—	—	137,023	17,797
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、 11	9,166	1,190	28,587	3,713
収益合計		2,034,638	264,259	2,441,581	317,113

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年3月31日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－払込済資本金

2015年3月31日および2014年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年3月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の純取崩し	—	(305,000)	305,000
資産税準備金	—	145,000	(145,000)
2015年3月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2014年6月10日に行われた年次総会により、2008年の資産税準備金の全額である305,000ユーロが取り崩され、2014年度の資産税準備金として145,000ユーロが計上された。

注5－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注6－買掛債権

2015年3月31日および2014年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7－その他利息およびその他金融収益

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	—	3,047
	9,166	28,587

注8－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	136,762
受取配当金	—	261
	<u>—</u>	<u>137,023</u>

注9－スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中、当社は6名を雇用していた。

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名であった。

注10－その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント報酬	45,224	—
海外規制費用	104,173	119,228
その他費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注12－運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在、約16,039百万ユーロである（2014年：15,250百万ユーロ）。

注13－受取保証

当社は2014年4月23日に、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日をもって終了した。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques			
and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		8,451,356	8,221,223
PREPAYMENTS		18,750	29,489
TOTAL (ASSETS)		8,470,106	8,250,712
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	633,681	1,196,177
		7,432,117	6,798,436
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	807,746	1,222,740
		807,746	1,222,740
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		16,681	12,064
		230,243	229,536
TOTAL (LIABILITIES)		8,470,106	8,250,712

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		633,681	1,196,177
TOTAL CHARGES		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	9,166	28,587
TOTAL INCOME		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year 's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 – Staff

During the year ended March 31, 2015 , the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 – Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2015年11月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.88円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2015年9月30日		2014年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1年以内期限到来		348,077	45,208	417,052	54,167
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,513,112	1,105,683	7,664,982	995,528
		8,861,189	1,150,891	8,082,034	1,049,695
前払費用		6,250	812	—	—
資産合計		8,867,439	1,151,703	8,082,034	1,049,695
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	48,705	375,000	48,705
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,871	37,500	4,871
その他準備金	4	965,000	125,334	1,290,000	167,545
繰越利益	4	6,054,617	786,374	5,095,936	661,860
当期利益		321,763	41,791	311,425	40,448
		7,753,880	1,007,074	7,109,861	923,429
引当金					
納税引当金	5	894,682	116,201	788,887	102,461
		894,682	116,201	788,887	102,461
非劣後債務					
買掛債権					
1年以内期限到来	6	186,903	24,275	159,718	20,744
税金および社会保障債務					
税金債務		9,512	1,235	9,519	1,236
社会保障債務		22,462	2,917	14,049	1,825
		218,877	28,428	183,286	23,805

負債合計	8,867,439	1,151,703	8,082,034	1,049,695
------	-----------	-----------	-----------	-----------

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2015年9月30日に 終了した期間		2014年9月30日に 終了した期間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	139,241	18,085	143,491	18,637
人件費					
給与および賃金	8	374,239	48,606	423,765	55,039
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	28,810	3,742	27,536	3,576
その他営業費用		12,500	1,624	12,500	1,624
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	12,663	1,645	6,157	800
所得税	5	86,936	11,291	91,968	11,945
当期利益		321,763	41,791	311,425	40,448
費用合計		976,152	126,783	1,016,842	132,067
収益					
純売上高	1	976,152	126,783	1,016,842	132,067
収益合計		976,152	126,783	1,016,842	132,067

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2015年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年9月30日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期会計期間中に支払われるが当期会計期間に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－払込済資本金

2015年9月30日および2014年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4－準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年3月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2015年9月30日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2015年6月9日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注5－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注6－買掛債権

2015年9月30日および2014年9月30日現在、残高は、未払いのコンサルタント報酬、給与に関する積立金および所在地事務報酬で構成されていた。

注7－利息およびその他金融費用

	2015年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2014年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	(10,963)	(6,157)
短期預金契約に係る受取／（支払）利息	2,177	—
当座預金口座に係る受取／（支払）利息	(3,877)	—
	<u>(12,663)</u>	<u>(6,157)</u>

注８－スタッフ

2015年９月30日および2014年９月30日に終了した期間中、当社は６名を雇用していた。

注９－その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2014年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)
所在地事務報酬	58,500	50,000
海外登録費用	42,473	43,641
その他費用	38,268	49,850
	<u>139,241</u>	<u>143,491</u>

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2015年９月30日および2014年９月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、ゼロまたはマイナスであった。短期預金契約は、2015年９月30日に終了した期間に受取利息が生じた。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客と同様のスプレッドを差し引いた後の利率であった。

2014年２月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年９月30日および2014年９月30日に終了した期間につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

<訂正前>

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,655億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約7,817億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆2,118億円）を上限とします。

（後略）

<訂正後>

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,812億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約8,003億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆2,282億円）を上限とします。

（後略）

(12) その他

(ロ) 引受等の概要

<訂正前>

（前略）

- ② 管理会社は、野村證券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）を日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）に提出し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類をJSDAに提出する等の業務を行う協会員をいいます。

<訂正後>

（前略）

- ② 管理会社は、野村證券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）および運用報告書等を販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

- ② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

（前略）

（注４）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、目論見書のJSDAに対する提出および販売会社への送付、ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の公表ならびに運用報告書その他の書類のJSDAに対する提出および販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（注４）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の公表ならびに目論見書および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（後略）

③ 管理会社の概要

<訂正前>

（前略）

（iii）資本金の額（2015年8月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,102万円）で、2015年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約340万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝136.06円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（iii）資本金の額（2015年11月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,871万円）で、2015年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約325万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.88円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

（５）開示制度の概要

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁に対する開示

<訂正前>

（前略）

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後６ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）（ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、こ

れをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

（中略）

（v）ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2013年改正）、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）（ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2012年）およびミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2015年）による改正を含みます。）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

（中略）

（v）ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2013年改正）（金融庁（改正）法（2015年）による改正を含みます。））、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

（後略）

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

<訂正前>

（前略）

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（i）ファンドの名称、（ii）管理会社等の情報、（iii）ファンドの目的・特色、（iv）投資リスク、（v）運用実績および（vi）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET

において閲覧することができます。また、代行協会員は、JSDAの規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準（以下「JSDAの規則に基づく選別基準」といいます。）に関する確認書を提出します。

<訂正後>

（前略）

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（１）基本情報（（i）ファンドの名称、（ii）管理会社等の情報、（iii）ファンドの目的・特色、（iv）投資リスク、（v）運用実績および（vi）手続・手数料等）および（２）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第２ その他の関係法人の概況」から「第４ その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。また、代行協会員は、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準（以下「JSDAの規則に基づく選別基準」といいます。）に関する確認書を提出します。

3 投資リスク

(参考情報)

本項を以下のとおり更新します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

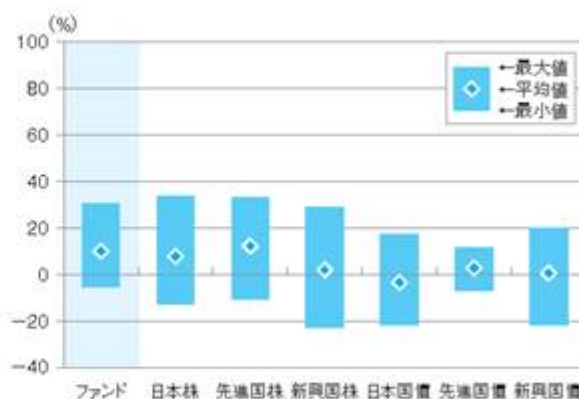
米ドル受益証券



※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.47	33.59	33.32	29.18	17.54	11.49	20.18
最小値(%)	-5.15	-12.50	-10.51	-22.67	-21.58	-6.92	-21.54
平均値(%)	10.08	7.86	12.32	2.04	-3.35	2.82	0.54

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年12月から2015年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(米ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

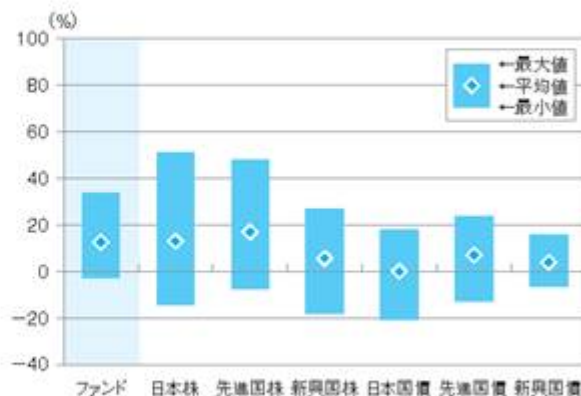
豪ドル受益証券



※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	33.53	50.98	47.81	27.06	17.74	23.78	15.56
最小値(%)	-2.64	-14.35	-7.66	-18.19	-20.66	-12.75	-6.20
平均値(%)	12.60	13.07	17.01	5.70	0.07	7.11	3.93

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年12月から2015年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(豪ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

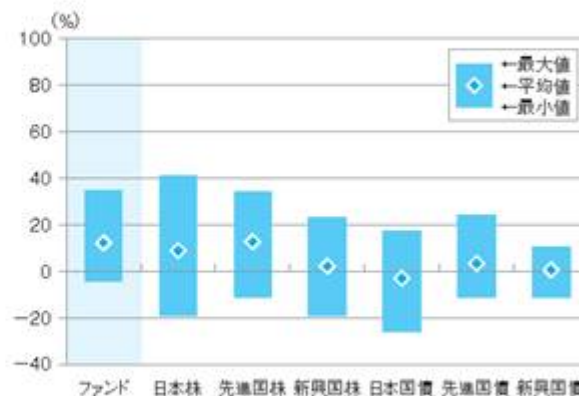
NZドル受益証券



※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	34.84	41.00	34.42	23.28	17.33	24.03	10.53
最小値(%)	-4.14	-18.83	-11.02	-19.07	-26.10	-11.04	-11.33
平均値(%)	12.26	8.92	12.81	2.18	-3.02	3.43	0.56

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年12月から2015年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(NZドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

4 手数料等及び税金

（３）管理報酬等

<訂正前>

（前略）

代行協会の報酬 代行協会は、代行協会としてのその役務を提供するに当たって、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、本書の規定に基づき算出される当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、（i）ファンドの目論見書、決算報告書等のJSDAへの提出業務、（ii）純資産価格の公表業務、および（iii）これらに付随する業務への対価として受領されます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

代行協会の報酬 代行協会は、代行協会としてのその役務を提供するに当たって、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、本書の規定に基づき算出される当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、（i）ファンドの目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務、（ii）純資産価格の公表業務、および（iii）これらに付随する業務への対価として受領されます。

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2015年10月30日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2016年1月29日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いに変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(B) ケイマン諸島

(中略)

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。
2016年1月29日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5 運用状況

(3) 運用実績

(参考情報)

本項を以下のとおり更新します。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2015年11月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）＊2010年は5月28日から、2015年は11月末日まで



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

※ 分配金に対する税金は考慮されておりません。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

2 関係業務の概要

(3) 販売会社・代行協会員

<訂正前>

(前略)

- (a) 適用ある日本の法令またはJSDAの規定に基づき随時作成を要求される日本語の目論見書をJSDAに提出すること。
- (b) ファンドの受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令またはJSDAの規定に基づき随時作成を要求されるファンドに関する財務書類およびその他の書類をJSDAに提出すること。
- (d) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (e) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随または必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- (a) ファンドの受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (b) 適用ある日本の法令またはJSDAの規定に基づき随時作成を要求される目論見書および運用報告書等を販売会社に送付すること。
- (c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

（後略）

第3 投資信託制度の概要

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

<訂正前>

（前略）

1.3 2015年6月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約11,061であった。

（後略）

<訂正後>

（前略）

1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。

（後略）